盛岡東警察署庁舎電力供給仕様書

１　概要

　(１)　供給場所

　　　　岩手県盛岡市内丸３番40号　盛岡東警察署庁舎

　(２)　業種及び用途

　　　　官公署（事務所）

２　仕様

　(１)　常用電力及び予備電力

ア　供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

　　　　(ア)　供給電気方式　　　　　　交流３相３線式

　　　　(イ)　供給電圧（標準電圧）　　6,000ボルト

　　　　(ウ)　計量電圧（標準電圧）　　6,000ボルト

　　　　(エ)　標準周波数　　　　　　　50ヘルツ

　　　　(オ)　供給方式　　　　　　　　２回線（本線・予備線方式）

　　　　(カ)　蓄熱式負荷設備の有無　　有（氷蓄熱　30ｍ3、負荷時間22:00～8:00）

　　　イ　契約電力及び予定使用電力量

　　　(ア)　予定契約電力　　常時電力　　別紙のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　予備電力　　常時電力に準じる

　　　　　　（予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。）

　　　　(イ)　予定使用電力量　　2,339,131キロワット時

　　　　　　（月別の予定使用電力、量は、別紙のとおり）

　(２)　融雪用電力

　　　ア　電力使用期間　　令和７年12月１日から令和８年３月31日まで

　　　イ　電力使用時間　　午後９時から午後４時まで及び午後５時から午後８時まで

　　　ウ　供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

　　　　(ア)　供給電気方式　　　　　　交流３相３線式

　　　　(イ)　供給電圧（標準電圧）　　6,000ボルト

　　　　(ウ)　計量電圧（標準電圧）　　6,000ボルト

　　　　(エ)　標準周波数　　　　　　　50ヘルツ

　　　　(オ)　供給方式　　　　　　　　１回線

　　　エ　契約電力及び予定使用電力量

　　　　(ア)　契約電力　　　　　235キロワット

　　　　(イ)　予定使用電力量　　22,666キロワット時

　　　　　　（月別の予定使用電力量は、別紙のとおり）

　(３)　供給期間（契約期間）

　　　　令和７年11月１日０時から令和８年10月31日24時まで

　(４)　電力量等の検針（常時供給用、融雪用共）

　　　ア　自動検針装置の有無　　有

　　　イ　電力会社の検針方法　　契約業者の検針方法による

　　　ウ　計量器の構成　　　　　電力需給用複合計器（通信機能付精密級）

　(５)　供給地点

　　　　供給場所における岩手県の設置した縮小形受電設備の終端接続部接続端子と一般送配電事業者の設置した終端接続部接続端子との接続点

　(６)　電気工作物の財産分界点

　　　　供給場所における岩手県の設置した縮小形受電設備の終端接続部接続端子と一般送配電事業者の設置した終端接続部接続端子との接続点

　(７)　保安上の責任分界点

　　　　電気工作物の財産分界点に同じ

３　その他

　(１)　力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100パーセントを保持する予定。

　(２)　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

　(３)　非常用自家発電設備（750キロボルトアンペア１台）を有している。

　(４)　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、岩手県の地域を供給区域とするみなし小売電気事業者が定める高圧の電気標準約款等による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第１項に基づく賦課金は考慮しないこと。

　(５)　契約における料金区分は、別紙「予定使用電力量」を基に算出した場合に、入札価格の範囲内となることを条件として、供給者と需要者（岩手県）で協議のうえ設定する。

　(６)　電力量料金の算定について、料金の割引プラン等を提供している場合は、これを勘案し、需要者にとって最も経済的な料金形態となるように努めること。

　　　　なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

　　ア　契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

　　　イ　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

　　　ウ　料金等の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

　　　エ　消費税額及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。